

工損調查等業務費積算基準

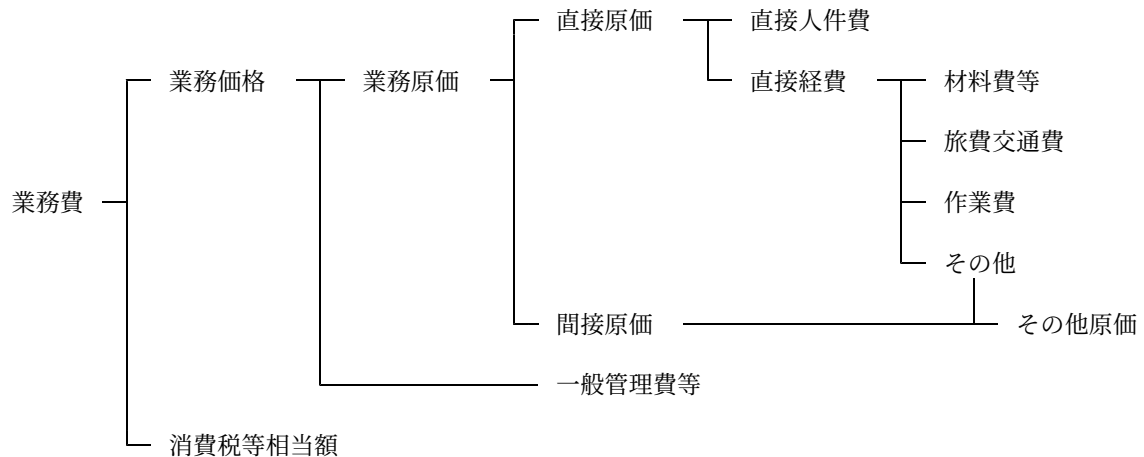
工 損 調 査 等 業 務 費 積 算 基 準

第 1 適用範囲

- この工損調査等業務費積算基準（以下「工損積算基準」という。）は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（昭和61年4月1日付建設省経整発第22号、以下「事務処理要領」という。）第2条（事前の調査等）の第5号建物等の配置及び現況、第4条（損害等が生じた建物等の調査）の調査及び第7条（費用の負担）に係る費用負担額の算定並びに費用負担の説明に係る業務（以下「工損調査等」という。）を別途定める用地調査等共通仕様書（工損調査編）によって、請負又は委託に付す場合の業務費を積算するときに適用する。
- この工損積算基準により難い特殊なものについては、別途該当する資料等を準用して行うことができるものとする。

第 2 業務費の構成

この工損積算基準による業務費の構成は、原則として、次によるものとする。



第 3 業務費の内容及び積算

1 直接原価

直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分して積算するものとし、積算の方法等は次によるものとする。

(1) 直接人件費

イ 直接人件費

直接人件費は、工損調査等を実施するために必要な技術者の人件費で、その基準日額は、原則として国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」によるものとする。

ただし、これによりがたい特別の事情がある場合には、その理由を明確にして、別途の基準単価を使用することができるものとする。

ロ 補正率の取扱い

各区分における単位当たりの直接人件費積算のための補正率の取扱いは、原則として次に例示する方法によるものとする。この場合の計上人員（歩掛り）は、小数点以下第3位を切捨てとする。

（例示）木造建物A（表2-1）の場合

職 種	（ 基 準 値 ）	補 正 率	（ 補 正 値 ）
	規 模 70 m ² 以上 130 m ² 未満		規 模 200 m ² 以上 300 m ² 未満
技 師 A	0.51	1.80	0.91
技 師 B	0.61	1.80	1.09
技 師 C	0.63	1.80	1.13
技 師 D	0.12	1.80	0.21

注 補正率は、表2-2で定める率である。

(2) 直接経費

イ 材料費等

材料費等は、工損調査等を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号）第 7 条に定める完成業務原価報告書科目のうちトレース印刷費（図面、報告書等の成果品作成のためのトレース、浄書等及び印刷、陽画焼付、製本、写真代）及び消耗品費（工損調査等に必要となる用紙、ファイル、フィルム等の購入費）であって、次の式によって得た額を計上するものとする。

この場合の計上額は、1 円未満切捨てとする。

材料費等＝直接人件費×7 パーセント

ロ 旅費交通費

旅費交通費は、国土交通省が公表する「設計業務等標準積算基準書（参考資料）」第 2 章積算基準（参考資料）の 1－3 旅費交通費を適用する。

ハ 作業費

作業費は、工損調査等を実施するに当たって、掘削、樹木の伐採、保安要員等が特に必要と認められる場合に計上するものとし、見積もりを徴収し 1 式計上するものとする。

2 その他原価

その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。

(1) 間接原価

間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

3 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

(1) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

(2) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

4 業務委託料の積算

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算する。

業務委託料＝（業務価格）＋（消費税等相当額）

＝〔{(直接人件費)＋(直接経費)＋(その他原価)}＋(一般管理費等)〕×{1＋(消費税率)}

(2) 各構成要素の算定

イ 直接人件費

直接人件費は、工損調査等に従事する技術者の人件費とする。なお、名称およびその基準日額は別途定める。

ロ 直接経費

直接経費は、第 3 業務費の内容及び積算 1 直接原価(2)の各項目について必要額を積算するものとする。

第 3 業務費の内訳及び積算 1 直接原価(2)の各項目以外に必要なその他の費用については、その他原価として計上する。

ハ その他原価

その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。

（その他原価）＝（直接人件費）× α /（1－α）

ただし、α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35 パーセントとする。

ニ 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、30パーセントとする。

ホ 消費税等相当額

消費税等相当額は、業務価格に消費税等の税率を乗じて得た額とする。

$$\text{消費税等相当額} = \{(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})\} + (\text{一般管理費等}) \times (\text{消費税等税率})$$

5 履行期間の算定

履行（調査）期間の算定は、次式を参考に決定する。なお、履行期間に端数が生じる場合は、小数第1位以下切り上げるものとする。また、各必要日数（W）は小数第3位（小数第4位以下切捨て）まで算出するものとする。

イ 第5の5費用負担説明にあっては、業務内容、規模、地域の実情等を考慮して適正な履行期間を定めるものとする。

ロ 工損調査等は、次式によって算出した日数を標準とし、調査対象となる区域の実情等を判断して適正な履行（調査）期間を定めるものとする。なお、第5の5費用負担説明と併せて発注するときは、上記イで判断した期間を加算するものとする。

$$\text{履行期間} = \frac{\text{必要内業日数}(W1) \times \text{不稼働係数} + \text{必要外業日数}(W2) \times \text{不稼働係数}}{\text{班 編 成 数}} + \text{その他}$$

(1) 必要内外業日数（W_i）の算出

必要内外業日数の算出は、次式による技術者別の作業日数の合計値を比較し、最大となる日数を標準とする。

$$W_i = \Sigma (\text{各区分ごとの単位当たり技術者別内（外）業所要日数} \times \text{補正率} \times \text{対象数量})$$

(2) 不稼働係数

不稼働係数は、国土交通省が公表する「設計業務等標準積算基準書（参考資料）」第2章積算基準 第1節積算基準 1-2 履行期間の算定(1)の内業の不稼働係数によるものとする。

(3) その他

イ 必要内外業期間内に下記の期間が含まれる場合は、その日数を加算するものとする。

年末年始・・・12/29～ 1/3 6日間

夏期休暇・・・8/14～ 8/16 3日間

ロ その他業務履行上必要な日数については、準備、後片付け及び成果品の検定に要する日数並びに現地立入りの状況等を考慮し、別途加算するものとする。

6 設計変更の積算

業務の設計変更は、官積算書を基にして次式により算出する。

$$\text{業 務 価 格} = \text{変更官積算業務価格} \times \frac{\text{直前の請負額}}{\text{直前の官積算額}} \\ (\text{落札率を乗じた額})$$

$$\text{変 更 業 務 委 託 料} = \text{業 務 価 格} \times (1 + \text{消費税等税率}) \\ (\text{落札率を乗じた額})$$

注1 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。

注2 直前の請負額、直前の官積算額は、消費税等相当額を含んだ額とする。

7 設計等における数値の扱い

(1) 設計単価等の扱い

設計に使用する単価は、消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている単価については、次式により求めた単価とする。

$$(\text{設計に使用する単価}) = (\text{内税単価}) \div (1 + \text{消費税等税率})$$

なお、算出された単価に端数が生じる場合は、1円単位（1円未満切捨て）とする。

(2) 端数処理等の方法

イ 単価（単価表及び内訳書の各構成要素の単価）

単価に端数が生じる場合は、1 円単位（1 円未満切捨て）とする。

ロ 金額

各構成要素の金額（設計数量×単価）は、1 円単位（1 円未満切捨て）とする。

ハ 単価表の合計金額

原則として、端数処理は行わない。

ニ 内訳書の合計金額

原則として、端数処理は行わない。

ホ 経費を算出する際の係数

経費を算出する際の係数（ $\alpha / (1 - \alpha)$ など）の端数は、個別に明記されている場合を除き、パーセント表示の小数第 2 位（小数第 3 位四捨五入）まで算出する。

ヘ 業務価格の端数処理

業務価格は、原則として 10,000 円単位とする。10,000 円単位での調整は一般管理費等で行う。

ただし、各起業者において会計規程等により定めがあるときは、それによるものとする。

なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（切捨て）するものとする。

8 その他

(1) 作業区分

本歩掛りの作業区分は、調査外業、調査内業及び算定とする。

イ 調査外業は、建物等の現地での調査及び官公庁その他関係する機関においての諸調査等を行うことをいう。

ロ 調査内業は、調査外業における結果を基に図面、調査書の作成及び費用負担額算定に必要な諸数量の計算等の作業を行うことをいう。

ハ 算定は、調査内業の結果を基に各種単価の記入及び費用負担額等の計算並びに成果品の整理製本等の作業を行うことをいう。

(2) 職種の表示

工損積算基準の歩掛表に表示する職種は、次のとおりとする。

職 種 名	表 示 職 種
主 任 技 師	主 任 技 師
技 師 (A)	技 師 A
技 師 (B)	技 師 B
技 師 (C)	技 師 C
技 術 員	技 師 D

第4 建物等の調査

1 建物等の区分

建物等の調査は、次表の区分によって行うものとする。

(1) 木造建物及び木造特殊建物

区 分	判 断 基 準
木 造 建 物 A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舍、その他これらに類するもの
木 造 建 物 B	農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの
木 造 建 物 C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、附属家、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、附属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く
木 造 特 殊 建 物	木造建物のうち建築に特殊な技能を必要とする神社、仏閣、教会、茶屋及び土蔵造の建物

(2) 非木造建物の用途による区分

区 分	判 断 基 準
イ	店舗、事務所、病院、マンション、アパート、住宅、その他これらに類するもの
ロ	劇場、映画館、公会堂、神社、仏閣、その他これらに類するもの
ハ	工場、倉庫、車庫、体育館、その他これらに類するもの ただし、倉庫等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く

第5 工損調査等歩掛

工損調査等は、事務処理要領第2条（事前の調査等）第5号建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）と第4条（損害等が生じた建物等の調査）の調査（以下「事後調査」という。）及び第7条（費用の負担）に係る費用負担額の算定（以下「算定」という。）並びに費用負担の説明（以下「費用負担説明」という。）に区分して行うものとする。

1 準備打合せ

(1) 打合せ協議

打合せ協議は、工損調査等の適正な執行を期するために必要となる監督職員等との協議等で（以下費用負担説明の区分において同じ）、これに要する直接人件費の積算は、表1-1により行うものとする。

この場合において費用負担説明の業務区分を同一の業務として発注する場合は、何れかの打合せ協議費用の多額となるもののみを計上するものとする。

表1-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考
				業 務 着手時	中 間 打合せ	成果品 納入時		
打 合 せ 協 議	業 務	—	技 師 A	0.18	—	0.18	0.36	基本額
			技 師 B	0.18	—	0.18	0.36	
			技 師 C	0.18	—	0.18	0.36	
同 上	権利者	—	技 師 A	—	0.12	—	0.12	加算額
			技 師 B	—	0.12	—	0.12	

注1 加算額は、事務処理要領第4条（事後調査）及び第7条（算定）のみに適用するものとし、単位における権利者とは、費用負担の対象となる建物等の所有者とする。

注2 加算額の計上は、次の式によって行うものとする。

加算額として計上する権利者数＝〔費用負担の対象となる建物等の所有者数－5〕

(2) 現地踏査

現地踏査は、工損調査等の調査の着手に先立ち現地の概況を把握するもので（以下費用負担説明の区分において同じ）、これに要する直接人件費の積算は、表1-2により行うものとする。

この場合において費用負担説明の業務区分を同一の業務として発注する場合は、何れかの現地踏査費用の多額となるもののみを計上するものとする。

表1-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	計	備 考
現 地 踏 査	業 務	—	技 師 A	0.50	0.50	
			技 師 B	0.50	0.50	
			技 師 C	0.50	0.50	

2 事前調査

事前調査の直接人件費の積算は、表2-1により行うものとする。

ただし、鉄筋系、コンクリート系、木質系のプレハブ造の建物については、木造建物に準じて処理するものとする。

表2-1

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木 造 建 物 A	棟	70 m ² 以上 ～ 130 m ² 未満	技 師 A	0.45	0.06	—	0.51	
			技 師 B	0.45	0.16	—	0.61	
			技 師 C	0.45	0.18	—	0.63	
			技 師 D	—	0.12	—	0.12	
木 造 建 物 B	棟	同 上	技 師 A	0.54	0.06	—	0.60	
			技 師 B	0.54	0.18	—	0.72	
			技 師 C	0.54	0.18	—	0.72	
			技 師 D	—	0.12	—	0.12	
木 造 建 物 C	棟	同 上	技 師 A	0.34	0.06	—	0.40	
			技 師 B	0.34	0.12	—	0.46	
			技 師 C	0.34	0.14	—	0.48	
			技 師 D	—	0.12	—	0.12	
木 造 特 殊 建 物	棟	50 m ² 以上 ～ 70 m ² 未満	技 師 A	0.50	0.06	—	0.56	
			技 師 B	0.50	0.20	—	0.70	
			技 師 C	0.50	0.20	—	0.70	
			技 師 D	—	0.12	—	0.12	
非 木 造 建 物 (用途区分) イ	棟	200 m ² 以上 ～ 400 m ² 未満	技 師 A	0.93	0.06	—	0.99	
			技 師 B	0.93	0.39	—	1.32	
			技 師 C	0.93	0.35	—	1.28	
			技 師 D	—	0.12	—	0.12	
非 木 造 建 物 (用途区分) ロ	棟	同 上	技 師 A	1.19	0.06	—	1.25	
			技 師 B	1.19	0.47	—	1.66	
			技 師 C	1.19	0.41	—	1.60	
			技 師 D	—	0.12	—	0.12	
非 木 造 建 物 (用途区分) ハ	棟	同 上	技 師 A	0.65	0.06	—	0.71	
			技 師 B	0.65	0.29	—	0.94	
			技 師 C	0.65	0.27	—	0.92	
			技 師 D	—	0.12	—	0.12	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合で木造建物A、B及びCにあっては、表2-2を、木造特殊建物にあっては、表2-3を、非木造建物イ、ロ及びハにあっては、表2-4の補正率を適用するものとする。

注2 建物1棟が複数の区分所有者によって共同所有となっているときは、本表に係らず表2-5によって直接人件費の積算を行うものとする。この場合に共同持分を1戸として計上するものとする。

注3 注1及び注2は、3事後調査においても同様に適用するものとする。

木造建物A、B及びCの補正率

表2-2

建 物 延べ面積	70 m ² 未満	70 m ² 以上 130 m ² 未満	130 m ² 以上 200 m ² 未満	200 m ² 以上 300 m ² 未満	300 m ² 以上 450 m ² 未満	450 m ² 以上 600 m ² 未満	600 m ² 以上 1,000 m ² 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40	3.00	4.00

1,000 m ² 以上
5.30

木造特殊建物の補正率

表2-3

建 物 延べ面積	50 m ² 未満	50 m ² 以上 70 m ² 未満	70 m ² 以上 130 m ² 未満	130 m ² 以上 200 m ² 未満	200 m ² 以上 300 m ² 未満	300 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上
補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	3.50	4.70

非木造建物イ、ロ及びハの補正率

表2-4

建 物 延べ面積	200 m ² 未満	200 m ² 以上 400 m ² 未満	400 m ² 以上 600 m ² 未満	600 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 1,500 m ² 未満	1,500 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	3.20	4.10

3,000 m ² 以上 4,000 m ² 未満	4,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	5,000 m ² 以上 7,000 m ² 未満	7,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 15,000 m ² 未満	15,000 m ² 以上
5.20	6.20	7.50	9.50	12.30	15.90

区分所有権等の建物

表2-5

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
事 前 調 査	戸	130 m ² 程度まで	技 師 A	0.40	0.06	—	0.46	
			技 師 B	0.40	0.25	—	0.65	
			技 師 C	0.40	0.16	—	0.56	
			技 師 D	—	0.12	—	0.12	

3 事後調査

事後調査（費用負担額の算定を除く。）の直接人件費の積算は、表3－1によるものとする。

表3－1

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木 造 建 物 A	棟	70 m ² 以上 ～ 130 m ² 未満	技 師 A	0.36	0.12	—	0.48	
			技 師 B	0.36	0.12	—	0.48	
			技 師 C	0.36	0.09	—	0.45	
			技 師 D	—	0.12	—	0.12	
木 造 建 物 B	棟	同 上	技 師 A	0.44	0.12	—	0.56	
			技 師 B	0.44	0.12	—	0.56	
			技 師 C	0.44	0.09	—	0.53	
			技 師 D	—	0.12	—	0.12	
木 造 建 物 C	棟	同 上	技 師 A	0.27	0.12	—	0.39	
			技 師 B	0.27	0.12	—	0.39	
			技 師 C	0.27	0.06	—	0.33	
			技 師 D	—	0.12	—	0.12	
木 造 特 殊 建 物	棟	50 m ² 以上 ～ 70 m ² 未満	技 師 A	0.44	0.12	—	0.56	
			技 師 B	0.44	0.12	—	0.56	
			技 師 C	0.44	0.09	—	0.53	
			技 師 D	—	0.12	—	0.12	
非 木 造 建 物 (用途区分) イ	棟	200 m ² 以上 ～ 400 m ² 未満	技 師 A	0.88	0.12	—	1.00	
			技 師 B	0.88	0.12	—	1.00	
			技 師 C	0.88	0.18	—	1.06	
			技 師 D	—	0.37	—	0.37	
非 木 造 建 物 (用途区分) ロ	棟	同 上	技 師 A	1.12	0.12	—	1.24	
			技 師 B	1.12	0.12	—	1.24	
			技 師 C	1.12	0.20	—	1.32	
			技 師 D	—	0.37	—	0.37	
非 木 造 建 物 (用途区分) ハ	棟	同 上	技 師 A	0.63	0.12	—	0.75	
			技 師 B	0.63	0.12	—	0.75	
			技 師 C	0.63	0.15	—	0.78	
			技 師 D	—	0.37	—	0.37	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表2－2、表2－3及び表2－4の補正率を適用するものとする。

注2 建物1棟が複数の区分所有者によって共同所有となっているときには、本表に係らず表3－2によって直接人件費の積算を行うものとする。この場合共有持分を1戸として計上するものとする。

区分所有権等の建物

表3－2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
事 後 調 査	戸	130 m ² 程度まで	技 師 A	0.25	0.06	—	0.31	
			技 師 B	0.25	0.08	—	0.33	
			技 師 C	0.25	0.12	—	0.37	
			技 師 D	—	0.08	—	0.08	

4 算 定

事務処理要領第6条（費用負担の要件）に定めるところにより算定が必要と認められるものについて、これらに要する業務費の積算を木造建物（木造特殊建物を含む。）、非木造建物及び区分所有権の建物に区分し、表4によって行うものとする。

表4

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木 造 建 物	棟	70 m ² 以上 ～ 130 m ² 未満	技 師 A	—	0.08	0.06	0.14	
			技 師 C	—	0.70	0.31	1.01	
			技 師 D	—	—	0.06	0.06	
非 木 造 建 物	棟	200 m ² 以上 ～ 400 m ² 未満	技 師 A	—	0.25	0.12	0.37	
			技 師 C	—	1.75	0.77	2.52	
			技 師 D	—	—	0.08	0.08	
区分所有の建物	棟	130 m ² 程度	技 師 A	—	0.04	0.06	0.10	
			技 師 C	—	0.31	0.12	0.43	
			技 師 D	—	—	0.04	0.04	

注1 木造特殊建物は、木造建物として取り扱うものとする。

注2 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表2－2、表2－3及び表2－4の補正率を適用するものとする。

5 費用負担説明

費用負担説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいい、次の各項目により行うものとする。

なお、この場合の歩掛りは、請負者が2名以上の編成を行うことを前提としたものである。

(1) 打合せ協議

打合せ協議の費用の内容及び取扱いは、第5工損調査等歩掛 1 準備打合せ (1)打合せ協議に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表5-1により行うものとする。

表5-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考
				業 務 着手時	中 間 打合せ	成果品 納入時		
打 合 せ 協 議	業 務	—	主 任 技 師	0.18	0.36	0.18	0.72	
			技 師 A	0.18	0.36	0.18	0.72	
			技 師 B	0.18	0.36	0.18	0.72	

注 準備打合せの中間打合せ回数は、1業務当たり2回を標準としている。

(2) 現地踏査

現地踏査の費用の内容及び取扱いは、第5工損調査等歩掛 1 準備打合せ (2)現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表5-2により行うものとする。

表5-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	計	備 考
現 地 踏 査	業 務	—	主任技師	0.54	0.54	
			技 師 A	0.54	0.54	
			技 師 C	0.54	0.54	

(3) 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング等及び費用負担の対象となる権利者と面接し費用負担説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表5-3により行うものとする。

表5-3

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概 況 ヒ ア リ ン グ 等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04	
			技 師 A	0.06	0.04	0.10	
			技 師 C	0.06	0.04	0.10	

注1 補償説明等は、技師A1名、技師C1名の編成によって行うことを前提としたものである。ただし、概況ヒアリング等には、主任技師が加わるものとする。

注2 直接人件費＝単価×権利者数

(4) 説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者ごとの処理の方針の検討、費用負担の内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表5-4により行うものとする。

表5-4

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
説 明 資 料 等 の 作 成	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04	
			技 師 A	—	0.12	0.12	
			技 師 C	—	0.24	0.24	

注 直接人件費＝単価×権利者数

(5) 費用負担の説明

費用負担の説明は、費用負担の内容等の説明、記録簿の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表5－5により行うものとする。

表5－5

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
費 用 負 担 の 説 明	権利者	—	主任技師	—	0.08	0.08	
			技 師 A	1.57	0.08	1.65	
			技 師 C	1.57	0.46	2.03	

注 直接人件費＝単価×権利者数